

地方財政の充実・強化を求める意見書

政府の平成25年度地方財政対策においては、地方が強く訴えてきた一般財源総額の確保に向けての努力・工夫については受け止めるものであるが、東日本大震災に対処する必要性に鑑み実施された国家公務員給与の削減を踏まえ、地方公務員給与に係る地方交付税の減額が行われたことは極めて遺憾である。

これは、地方の固有財源である地方交付税を政府の政策目的達成の手段として用いたもので、地方が国に先行して独自の給与カットと定員の大幅な削減や議員定数と歳費の削減など懸命の努力を行ってきたこと、東日本大震災の復興支援のために自治体職員や消防職員・警察官などを派遣してきたこと、地方公務員の給与は地方公務員法の趣旨を踏まえ地方議会が自主的に決定すべきものであることなど、これまでの地方の人件費抑制や震災復興への貢献の努力と地方自治を否定する異例の措置と言わざるを得ない。

このような中で、地方自治体においては地域経済と雇用対策の強化が求められるとともに、様々な分野における住民サービスへの行政需要が高まっており、そのための安定した財源の確保が重要となっている。しかしながら、少子高齢化に伴う社会保障費の増嵩や国の経済対策に呼応して実施した公共投資等の借入金残高が累増し、公債費が高い水準で推移することなどにより、地方自治体は厳しい財政運営を迫られている。

このため、国の平成26年度予算編成に当たっては、財政基盤の脆弱な地域の実情に十分配慮するとともに、増大する地方の行政需要に対応した予算措置が必要である。

よって、政府におかれては、平成26年度の地方財政計画の策定にあたって、次のとおり措置されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方財政計画及び地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、「国と地方の協議の場」において十分な協議を尽くすとともに、地方公務員の給与減額措置については平成25年度限りの措置とすること。
- 2 東日本大震災の復旧・復興経費については、国の責任において財源を確保し、自治体全体の財政に支障が出ることがないように十分な措置を講じること。
- 3 地方の防災・減災に係る必要な財源は、通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。
- 4 地域経済と雇用対策の強化、子育て及び医療・介護・福祉等の充実、将来を展望した農林水産業の振興、新エネルギーの普及等の環境対策など、増大する行政需要を的確に取り入れるとともに、過疎地域や離島など条件不利地域及び自主財源に乏しい地域に最大限配慮すること。
- 5 地方財源の充実・確保に向けて、地方交付税の法定率引き上げ、税源移譲の促進、合併市町村の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要への適切な財政措置など、抜本的な対策を講じるとともに、地方交付税の財源保障機能と財政調整機能を強化すること。
- 6 国の制度創設や改正に際しては、国の予算計上の都合による一方的な地方負担の創設や国庫補助率の引き下げなど、地方への負担転嫁を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月29日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官
殿